

4月23日（金） 公 布



平成22年4月23日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助の特例等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、全国的に大きな被害をもたらした災害により、以下のとおり指定を行うこととしました。

### I 政令の概要

2月27日にチリ中部沿岸で発生した地震に由来する津波が2月28日に日本に到達し、太平洋側沿岸の養殖施設に大きな被害が生じました。

今回の政令案は、「平成二十二年二月二十八日の津波による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助」を指定するものです。

### II 適用すべき措置の概要

#### ○水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助

水産動植物の養殖施設（法第7条に基づき、本政令で定めた水産動植物の養殖施設に限る。）が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率9/10で補助を行う。

政令第二百二十四号

平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十二年二月二十八日の津波による災害	法第七条（第三号に係る部分に限る。）に規定する措置

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

- 一 かんぱち養殖施設
- 二 しまあじ養殖施設
- 三 まだい養殖施設
- 四 くらまぐろ養殖施設
- 五 ほたてがい養殖施設
- 六 かき類養殖施設
- 七 えぞいしかげがい養殖施設
- 八 ほや類養殖施設
- 九 こんぶ類養殖施設
- 十 わかめ類養殖施設

十一 のり類養殖施設

十二 真珠養殖施設

附 則

この政令は、公布の日から施行する。